

駒ヶ根市総合評価落札方式実施要領

平成21年1月29日作成

(趣旨)

第1 この要領は、駒ヶ根市が発注する建設工事について、品質の確保を図り優良な社会資本整備を行うとともに建設業者の技術力の向上及び育成等を目的として、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、建設工事の競争入札を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 総合評価落札方式の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力、社会貢献等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。

(2) その他必要と認めるもの。

2 対象工事は、駒ヶ根市指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が審査し決定するものとする。

(総合評価の方法)

第3 総合評価落札方式で定める評価は、次のとおりとする。

(1) 総合評価点：価格点及び価格以外の評価点を総合した評価点

(2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点

(3) 価格以外の評価点：入札者の工事成績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

3 価格以外の評価点における評価基準の選択項目の設定については、選定委員会において案件ごとに定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4 市長は、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

(2) 前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合、当該落札者を決定しようとするとき。

2 学識経験者の意見聴取については、長野県総合評価事業審査会に代行審査を依頼することができる。

(落札者決定基準及び落札者の決定方法)

第5 市長は、第4第1項第1号による学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、選定委員会の

審査に付して決定し、入札を実施するものとする。

- 2 第4第1項第2号による落札者を決定しようとするときも、前項と同様に決定するものとする。

(周知)

第6 市長は、総合評価落札方式を実施するときは、次に掲げる事項を入札公告により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準（価格以外の評価項目及び配点）に関すること。
- (3) 入札参加申請時及び入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表に関すること。
- (6) 評価結果に対する疑義照会に関すること。

(価格以外の評価点申請書の提出)

第7 入札参加者は、「価格以外の評価点申請書」を入札参加申請時に提出しなければならない。

- 2 前項の評価点申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(価格以外の評価点の決定)

第8 価格以外の評価点は、入札参加者から提出される「価格以外の評価点申請書」に基づき採点し、選定委員会が審査し、決定するものとする。

(価格以外の評価結果の公表及び疑義照会)

第9 市長は、第8の規定により価格以外の評価点を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書を作成し公表するものとする。

- 2 入札参加者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を含まない。）に、自らの価格以外の評価点について、文書により疑義の照会をすることができる。
- 3 市長は、前項による疑義の照会があった場合は、選定委員会の審査に付し、文書により回答するものとする。
- 4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合に準用する。

(落札候補者の決定)

第10 落札候補者の決定は次の各号の規定による。

- (1) 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。
- (2) 入札者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で、低入札価格調査により失格とならない入札者を対象に総合評価を行う。
- (3) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、同点の者が2者以上ある場合は、当該入札者に、日時、場所を連絡のうえ、当該者によるくじ引きにより落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものと

する。

(落札者の決定)

第11 市長は、落札候補者を決定したときは、学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、選定委員会の審査に付し、落札者を決定するものとする。

2 前項の規定により落札者を決定したときは、その結果を公表するものとする。

(虚偽記載等の措置)

第12 市長は、提出された価格以外の評価内容等に虚偽の記載をし、又は明らかに悪質と認められる行為をした入札者に対し、入札参加の制限、契約の不締結又は契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定は、当該入札者に対し指名停止等の措置を別に講ずることを妨げるものでない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月17日以降の入札（公告）から試行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日以降の入札（公告）から試行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降の入札（公告）から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降の入札（公告）から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降の入札（公告）から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降の入札（公告）から適用する。

総合評価点算定基準 【特別簡易型】

駒ヶ根市総合評価落札方式実施要領第3に規定する、総合評価点、価格点、価格以外の評価点の算定について、必要な細目について定める。

1. 評価点の設定

点数の配分は以下による。

(1) 価格点： 80点～90点

(2) 価格以外の評価点： 10点～20点

2. 総合評価点の算定方法

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

3. 価格点の算定方法

(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、または低入札価格調査により失格となった者を除いて算定する。

(2) 価格点＝配点×（最低価格／入札価格）〔小数点以下第3位四捨五入2位止め〕

※1. 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

※2. 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

4. 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、工事成績及び入札者が提出した評価点申請書により算定した合計点とする。なお、評価の基準については以下を参考に案件ごとに定めるものとし、評価の基準日は入札公告日とする。

(1) 企業の技術力

① 工事成績（必須）

○ 駒ヶ根市発注工事の工事成績評定結果を基に算出する。

【最大7点】

評価点＝7点×（工事成績点－6.5）／（最高工事成績点－6.5）

〔小数点以下第3位四捨五入2位止め〕

※1. 工事成績点は、入札者の駒ヶ根市発注工事における業種別工事成績評定点の過去2ヵ年の単純平均とする。なお、過去2ヵ年の件数が2件以下の場合は過去4ヵ年とする。〔小数点以下第1位四捨五入整数止め〕

（毎年度通知する「工事成績評定結果」に記載の「平均評定点」を適用する。）

※2. 最高工事成績点は、全入札者の中で工事成績評定点が最高の者の点数とする。

※3. 工事成績点が8.2点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を8.2点として計算する。（評価点の計算において、8.2点を上限とする。）

※4. 工事成績評定点が6.5点の場合及び工事成績評定点が無い場合の評価点は0点とし、6.5点未満の場合の評価点はマイナスとする。

※5. 工事成績評定点の取得者が少ない工事においては、配点を下げることができるものとする。

② 工事实績（同種・類似工事の施工実績）（選択）

- 専門性の高い工事や、経験・実績などにより工事の品質確保を求める工事において、同種工事・類似工事の実績の有無により評価する。

【最大2点】

- ※1. 上記の点数の範囲内で加点する。
- ※2. 実績は、過去10年間の公共機関等（CORINS（工事实績情報システム）への登録等に関する規約第2条で定義された機関）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。
- ※3. 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。
- ※4. 工事成績評定点が65点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。
- ※5. 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り実績として認めるものとする。

③ 優良建設工事表彰実績（選択）

- 駒ヶ根市優良建設工事表彰の有無により評価する。

【最大1点】

- ※1. 発注年度の過去3ヶ年の表彰実績とする。ただし、発注年度における優良建設工事表彰後の発注については、当該年度を含めて3ヶ年とする。
- ※2. 入札参加資格要件が市外企業を含む場合は設定しない。

(2) 配置技術者の能力

① 保有資格（主任（監理）技術者の資格）（選択）

- 契約時に配置できる技術者（技能者を含む）の資格の有無及び保有期間により評価する。

【最大2点】

- ※1. 上記の点数の範囲内で加点する。
- ※2. 登録が必要な資格については登録済みであることを要件とする。
- ※3. 複数の配置予定技術者を申請した場合の評価点は、下位の者の資格に該当する点数とする。なお、加点対象でない資格の者が含まれる場合は加点なしとする。

② 技術者の実績（同種・類似工事の施工実績）（選択）

- 過去10年間に同種・類似工事の主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績により評価する。

【最大2点】

- ※1. 上記の点数の範囲内で加点する。
- ※2. 実績は、過去10年間の公共機関等（CORINS（工事实績情報システム）への登録等に関する規約第2条で定義された機関）から発注された工事を元請けしたものを基本とする。ただし、公告で定めた場合は民間発注工事の実績等を含めることができるものとする。

※ 3. 求める実績の規模、内容等については、その都度決定するものとする。

※ 4. 工事成績評定点が 65 点未満の同種工事については、実績として認めないものとする。

※ 5. 特定 J V の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合に限り実績として認めるものとする。

(3) 社会貢献及び地域貢献（選択）

【各項目ごとに最大 2 点の範囲内で配点する】

- 1) 駒ヶ根市内における本社、営業所等の営業拠点の有無により評価する。
 - ・駒ヶ根市内に本社又は本社に準ずる支店を有する者
 - ・駒ヶ根市内に営業所等を有する者
- 2) 駒ヶ根市との災害時の協力協定等の締結と災害時における活動実績（過去 5 年間）の有無により評価する。
 - ・駒ヶ根市と災害時の協力協定等を締結している者
 - ・上記の協定等に基づく出動実績がある者
- 3) 過去 2 年間に於ける、駒ヶ根市との除雪業務委託契約又は駒ヶ根市内の区・自治会等の要請に基づく除雪作業の実績の有無により評価する。
- 4) 過去 2 年間に於ける、駒ヶ根市内での非営利な地域貢献活動等（草刈、清掃等のボランティア活動）の実績について評価する。

※ 1. 上記の項目ごとの配点数を加点する。

※ 2. 営業拠点の所在地は、入札公告日現在において駒ヶ根市の入札参加資格者名簿に登録されている所在地とする。

※ 3. 本社に準ずる支店とは、長野県から「本店扱いの認定」を受けた認定者とする。

※ 4. 協定及び実績等の有無については、入札参加申請時に提出する「価格以外の評価点申請書」様式に明記するものとする。

※上記の選択項目については、本要領第 3 第 3 項の規定に基づき、案件ごとに設定するものとする。